

令和8年度 健康経営度調査に関するQ & A

令和8年8月17日掲載
令和8年8月28日掲載
令和8年9月15日掲載

更新日	項目	質問	回答
全体に関する内容			
8月17日	申請方法	ダウンロードした調査票ファイルを、子会社や支援先法人与共有使用してよいのか。	調査票には法人固有のIDを設定しており、複数法人での共有使用は絶対にしないでください。共有使用された場合、回答及び健康経営優良法人（大規模法人部門）への申請が無効となる場合があります。
8月17日	申請方法	ファイルのアップロードのやり直しはできるか。	締切日までは何度でもアップロードが可能です。最後にアップロードされたファイルを回答として受け付けます。
8月17日	申請方法	ファイルのアップロード後にアップロード完了の連絡はもらえるか。	アップロード完了後、画面に「アップロード完了」と表示されますが、アップロード直後にメール・電話等で受付完了の連絡はしておりません。アップロード後の画面を印刷して控えてください。ファイルの受領確認メールは、2026年10月14日(水)中（回答締切3営業日後）にご担当者メールアドレス宛にお送りします。メールが2026年10月15日(木)になっても届かない場合は、事務局窓口にてお問い合わせください。
8月17日	申請方法	申請にあたり、行政書士などが業として申請代行することは可能か。	本調査票は代理作成を認めていないため、申請者本人がご記入の上ご提出ください。
8月17日	全般	複数法人合算で申請する場合、部門区分判定に用いる従業員数はどのように判断するべきか。	複数法人合算した人数で大規模法人に該当するか判断してください。
8月17日	全般	「健康経営優良法人2026」の認定を受けている法人も、今回の健康経営度調査に回答する必要があるか。	「健康経営優良法人」の認定期間は約1年間であり、「健康経営優良法人2026」認定期間は2027年3月31日までとなっています。そのため、「健康経営優良法人2026」に認定されている法人も、2027年4月以降も認定を受け続けるには、令和8年度健康経営度調査への回答、及び「健康経営優良法人2027」への申請が必要です。
8月17日	全般	法人が合併・分割された際、健康経営優良法人の認定はどのようになるのか。	法人の合併・分割に関しては、原則以下のとおりの対応となりますのでご確認ください。 https://kenko-keiei.jp/wp-content/themes/kenko_keiei_cms/files/kenkokeieiuryohojin_gappei_bunkatsu220302.pdf
8月17日	全般	各設問の「その他」の自由記入欄は、どのように取り扱われるのか。	どの選択肢にも当てはまらない先進的な取り組みをご記入いただくことを想定しています。「その他」のみ実施されている場合は、認定要件適合書上「△」を付した状態でフィードバックシートをお返すことができます。認定審査において記述内容が適合要件を満たしているかを判断させていただきます。
8月17日	全般	各設問の「その他」の自由記入欄に記入しても配点されないのか。	先進的な取組は評価が難しく、公平性の観点からあらかじめ設定している選択肢にのみ配点しております。その他欄に記載された内容については配点は行いませんが、来年度の選択肢に追加を検討しますので、先進的な取り組みは、「その他」の自由記入欄にご記載ください。
8月17日	全般	健康経営度調査票の提出日を過ぎてから実施する予定の取り組みを記載して良いか。	調査回答日までに実施していない内容は記載不可です。
8月17日	全般	各設問選択肢にある「費用補助」は保険者による補助でも良いか。	自社が取り組みに関与し、自社の従業員に周知していれば、保険者による補助も含めて構いません。
8月17日	認定要件	表の&とorの意味がわからない。	&は両方実施していることが条件で、orはいずれか実施していることが条件です。
8月17日	認定要件	エビデンス資料としてどのようなものを保管すべきか。	特に形式の指定はありません。紙媒体でも、電子ファイルでも構いません。健康経営度調査票内の「資料の保存について」に記載された内容を確認の上、回答内容を説明できる資料を保管ください。
8月17日	認定要件	設問で⇒「評価項目不適合」の選択肢を選択した場合には、即不認定となるか。	評価項目不適合とは、認定要件に対しての記載であり、申請全体が不認定となる訳ではありません。必須項目が不適合の場合は不認定となりますが、選択項目が不適合の場合であっても他の認定要件を満たせば認定要件を満たします。
8月17日	認定要件	設問で⇒「Q●も非実施の場合、評価項目不適合」の選択肢を選択した場合には、即不認定となるか。	「Q●も非実施の場合、評価項目不適合」とは当該設問及びQ●の両設問が不適合となった場合、評価項目不適合となるものです。また、評価項目不適合とは、認定要件に対しての記載であり、申請全体が不認定となる訳ではありません。
8月17日	認定要件	設問で⇒「健康経営優良法人不認定」の選択肢を選択した場合には、即不認定となるか。	当該設問は必須項目であるため、⇒「健康経営優良法人不認定」の選択肢を選択した場合、不認定となります。
9月15日 ★ウェビナー	申請方法	ID取得時、法人番号を入力するとエラーが表示される。	半角数字で入力しているか、空白がないか等をご確認の上、入力してください。また、「T」や「-（ハイフン）」は除いて、数字のみでお答えください。
9月15日 ★ウェビナー	申請方法	健康経営優良法人について、2025は申請したが2026は申請していなかった。2027に申請する場合は新規扱いとなるか。	事務局宛て（health_survey*nikkei-r.co.jp（*を@に直して送信ください））にメールでお問い合わせください。
9月15日 ★ウェビナー	申請方法	申請住所について、 ①申請時点で移転している場合、住所は新住所を記載してよいのか。 ②申請後に移転する場合、移転前と移転後の住所のどちらで申請すべきか。 ③認定発表の際の住所は新旧どちらになるか。	①新住所をご記入ください。すでに回答済みでしたら、再度アップロードしていただくことにより修正することができます。 ②10月中に移転されることが確定されていたようでしたら、新住所をご記入いただき、備考欄にその旨をご記入ください。 ③新住所で認定発表いたします。
9月15日 ★ウェビナー	認定要件	各施策の対象範囲はどこまでか。	基本Q3の①～④に該当の方は対象者も含め対象とする必要があります。ただし、回答ルールに記載があるとおり、事業場・職種により、従業員の健康課題が異なり、その状況に応じて制度・施策実行している場合に限り、一部の事業場や職種のみ対象でも回答できます。
9月15日 ★ウェビナー	認定要件	ウェビナー当日資料（大規模法人部門）P.53に列挙されている設問は、実施率が低い場合にはホワイト500の認定において不利となるが、実施率が低くても大規模法人の認定において「不認定」となることはないという理解でよいのか。	ご認識のとおり、数値の高低は、認定取得には影響ありません。ホワイト500の認定評価には用います。

更新日	項目	質問	回答
個別の設問に関する内容			
8月17日	Q51SQ1	特定健康診査・特定保健指導の実施率について、スコアリングレポートに記載されている値は、休職者などが分母に含まれており実態よりも値が下振れる。その場合でも記号単位での集計値を記載すべきか。	健康経営度調査票に記載のとおり、健康保険組合に加入している法人は、厚生労働省より健康保険組合へ（健康スコアリングレポートと合わせて）提供している被保険者証等記号単位の実施率を回答してください。
8月17日	Q51SQ1	スコアリングレポートが作成されない特定健康診査対象者50人未満の法人については健康保険組合が算出した特定健康診査・特定保健指導実施率を回答すべきか。 あるいは、Q51の選択肢2「保険者のやむを得ない事情により把握できない」と回答すべきか。	特定健康診査対象者50人未満の法人について、健康スコアリングレポートは作成対象ではありませんが、被保険者証等記号単位実施率はデータ提供していますので、当該データを回答してください。
8月17日	Q51SQ1	特定健診実施率、特定保健指導実施率について、すべての加入者の記号が同一である場合、どのように回答すべきか。	Q51で「2.保険者のやむを得ない事情により把握できない」とご回答ください。
8月28日	Q29	選択肢6「保険者が主催する研修・講座への労務管理担当者・健康づくり担当者等の派遣等をしている」は保険者が単一組合の場合は選択できないのか。	選択肢6につきましては、Q27選択肢1以外（総合健保、協会けんぽ、国民健康保険組合、共済組合）と回答いただいた場合のみ選択可能です。 選択肢6追加の背景としては、単一健保以外の加入事業者の場合、過年度の調査結果が単一健保加入事業者と比較し実施率が低いこと、選択肢1～5を実施したいと保険者に依頼した場合でも多忙などの理由にて断られるケースがあるとの実態を事務局として把握したためです。単一健保加入事業者につきましては、選択肢1～5の実施の検討をお願いいたします。
8月28日	Q76SQ1	睡眠時無呼吸症候群の検査の費用補助の費用はどこに区分すべきか。	外注費・その他経費「法定健診以外の任意健診・オプション検査費用補助費用」に該当します。2025年度に健康経営の推進に係る投資額として計上した額をご回答ください。
9月15日 !NEW!	Q18SQ1	Q18SQ1の注釈として記載された内容は、具体的にどの選択肢についての注釈なのか。 【注釈に記載された内容】 ◆<e.労働安全衛生・リスクマネジメント>は、厚生労働省の労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針や、ISO45001等の国際規格に準拠した労働安全衛生マネジメントシステムであれば、その導入状況等の開示をもって選択可能です。	Q18SQ1<e.労働安全衛生・リスクマネジメント>に関する注釈は、選択肢1「労働安全衛生マネジメントシステム（ISO45001等）の導入状況」に関する注釈となります。
9月15日 !NEW!	Q31	Q31<a.管理職向けの工夫> 選択肢6「従業員の生活習慣や健康経営の取り組み状況について、職場単位の集団分析結果を共有」とあるが、共有する内容としてストレスチェックの集団分析結果も含めてよいのか。	選択肢6「従業員の生活習慣や健康経営の取り組み状況について、職場単位の集団分析結果を共有」において共有する内容は、ストレスチェックの集団分析結果も含まれます。
9月15日 ☆ウェビナー	Q20a	「自社従業員以外」に業務委託社員は含まれるか。	業務委託については、Q20-aには該当いたしません。 自社外への支援として、Q21<b.取引先・他社・個人事業主への健康経営の普及・支援>でお答えください。
9月15日 ☆ウェビナー	Q21b	他業種の同じ地域の企業に健康経営のノウハウを提供している場合も、他社への支援として回答してよいのか。	Q21-bのご質問と想定の上で回答いたします。 注釈に記載のとおり、顧客企業でなければ、自社と同地域の企業も他社への支援としてご回答いただけます。
9月15日 ☆ウェビナー	Q29	「加入する総合健康保険組合が主催する事業所担当者向けの健康管理に対する講座やセミナーを従業員または管理者が受講」すること、は選択肢6に該当するか。	事業所担当者向けのセミナーに、労務管理担当者・健康づくり担当者等が参加されるのであれば、該当します。
9月15日 ☆ウェビナー	Q30	健康経営への理解を促す情報発信の方法として、「伝達」と「掲示」の違いは何か。	情報が従業員「個人」に直接届く方法か、従業員が「自ら見に行かないと伝わらない」方法かの違いです。前者は個別メール配信、朝礼や会議での直接の手渡し・配布等が該当します。後者は掲示板へのポスター貼付、イントラネットの共通ポータルへの資料掲載等が該当します。
9月15日 ☆ウェビナー	Q31a	「健康診断結果の共有」や「ストレスチェック実施の集団分析結果」を書面で回覧すること、は選択肢6に該当するか。	健康診断やストレスチェックも含まれますが、集団分析として、自社全体だけでなく部署や部門単位での集計がされている必要があります。
9月15日 ☆ウェビナー	Q35SQ1	健診結果により医療機関を受診する必要がある場合の従業員受診率を算定するにあたり、受診した拳証資料（エビデンス）はどのようなものが考えられるか。	受診率の把握方法として、「本人の自記式アンケート（または聞き取り）による自己申告での確認」で問題ございません。したがって、領収証控え等を準備する必要はなく、電話やメールで確認し本人が「受診した」「現在治療中である」と回答した内容をベースに集計して問題ありません。
9月15日 ☆ウェビナー	Q39	保険者が提供するPHRサービスを利用しているが、この場合は「利用している」と回答してよいのか。	保険者が提供するPHRサービスも該当します。ただし「提供事業者名」には、保険者（健保名）ではなく、実際にそのシステムを構築・運営している事業者名を分ける範囲で回答してください。
9月15日 ☆ウェビナー	Q76	「保健指導等保険とのコラボヘルスの実施に関する費用（特定健診・特定保健指導を含む）」や「健康増進に関する費用」の項目には、企業側が負担した費用のみを記載し、健康保険組合が負担した費用は含めないという認識でよいのか。	ご認識のとおり、「法人自身が直接負担した金額のみ」を記載し、健康保険組合側が直接負担した費用は含めません。 健康保険組合が費用負担している分は除き、法人自身の支出額をご回答ください。
9月15日 ☆ウェビナー	Q76	次年度以降、調査票の項目になる可能性はあるか、また、設問内容の見直しはあるか。	現時点では未定ですが、本年度調査の回答結果を踏まえたうえで、設問の見直しなど検討を進めてまいります。